官民協働海外留学支援制度 ~トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム~

【拠点形成支援事業】 「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」 2024 年度(第9期)派遣留学生募集要項

2024年2月

滋賀留学支援コンソーシアム

目次

はじめに	. 1
1. 趣旨	. 1
2. 本事業の概要	. 2
3. 定義	. 4
4. 求める人材像	. 4
5. 募集コース・支援予定人数	. 5
6. 支援内容	. 7
7. 要件	11
8. 応募方法	14
9. 選考·審査	16
10. スケジュール	18
11. 受験上の配慮申請について	19
12. 派遣留学生の義務および採用決定後の手続き等	19
13. 採用決定後の留学計画等の変更	20
14. 採用取消しまたは支援の終了等	20
15. 安全管理について	21
16. 個人情報の取扱いについて	22
17. 照会先	22
18. リンク集	22
別紙:国・地域コード表	23

はじめに

<官民協働海外留学支援制度 ~新・日本代表プログラム~について>

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として 2013 年度から「トビタテ!留学 JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして 2020 年度までの 7 年間で約 1 万人の高校生、大学生を「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。

2023 年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027年度までの5年間、「トビタテ!留学JAPAN」第2ステージを実施しています。

教育未来創造会議第二次提言(2023 年4月 27日)においても、2033 年までに日本人学生・生徒の海外 留学者数を 50 万人にするとの目標が掲げられており、引き続き、海外留学の促進に努めます。

「官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】~」(以下「本制度」という。)は、第2ステージの一環として、グローバル人材育成コミュニティに参画する<u>民間企業・団</u>体・個人からの寄附金によって実施され、引き続き、機構が運営します。

<拠点形成支援事業について>

拠点形成支援事業は、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作り、 地域の将来をリードし得るイノベーティブなグローバル人材育成のため、地域課題等を自分事として捉え、海 外留学を通じて探究する人材を、地域において育成することを目的としています。

地域の産学官が共創し、探究型の海外留学と事前・事後オリエンテーションを組み合わせたプログラムの設計およびその実施のために必要となる体制の整備や資金の確保を行い、将来的に持続性のある事業の構築を目指すものです。

機構は、採択された地域への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、高校生等に対する奨学金 等および地域において本事業を運営するための資金の一部を、<u>民間企業・団体・個人からの寄附金によって</u>、 支援します。

拠点形成支援事業で採用された高校生等は、「新・日本代表プログラム」の派遣留学生として、機構主催の派遣留学生ネットワークや機構主催の事前・事後研修等にも参加することになります。また、採択された地域は、グローバル人材育成コミュニティに参画することによって、より幅の広い人材育成を目指すものとなります。

本募集要項は、滋賀県の企業・経済団体、地方公共団体、高等学校、高等教育機関、その他高等教育段階からのグローバル人材育成に関心を持つ団体等で構成する 滋賀留学支援コンソーシアム が実施する「未来を描け!滋賀の留学応援プログラムで募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

1. 趣旨

滋賀留学支援コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)は、滋賀県内の高等学校、中等教育学

校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(以下、「高等学校等」という。)に在籍する生徒の 海外留学を支援するとともに、生徒の海外留学機運の醸成を図ることにより、グローバルな視点とロー カルな視点を持って、社会課題解決に貢献する人材の育成を推進することを目的として構築しました。

グローバル化の一層の進行や DX 化などの技術革新による社会構造の変化が予測できない時代の中、 様々な考えを持つ人々との対話を通じて、地域の課題に主体的に取り組む人材が求められています。

その現状に鑑み、本コンソーシアムでは、「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」(以下「本事業」という。)を実施します。海外での「異文化体験」や「探究活動」を伴う留学を支援することを通じて、多様な体験と主体的に地域の課題解決に取り組むことができる「滋賀ならではの学び」を生徒に提供します。また、留学機運の醸成のために、帰国した生徒が留学の意義や成果、留学で得た体験を積極的に発信できる場を設けます。

滋賀県の地域、企業、行政等が連携して、生徒の学びを支援することにより、社会課題解決に貢献する 人材の育成と生徒の留学経験を次なる留学機運の醸成につなげていきます。

2. 本事業の概要

本事業は、滋賀県の高等学校に在籍する日本人生徒等(以下「生徒等」という。)に対し、諸外国および諸地域(以下「諸外国等」という。)への留学に必要な費用の一部を奨学金・留学準備金として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後にオリエンテーション(以下「事前・事後オリエンテーション」という。)の提供および留学後の継続的な学修や交流の場を提供します。

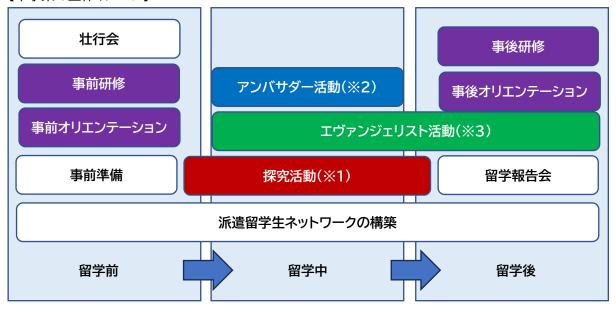
本事業では、<u>生徒等が自ら立案・作成した「探究活動(※1)」を含む留学(以下「留学計画」という。)を支援</u>します。

また、生徒等には<u>留学先において日本や滋賀県の良さを発信する「アンバサダー活動(※2)」、留学中や帰</u> <u>国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える「エヴァンジェリスト活動(※3)」</u>にそれぞれ取り組んでいただきます。

本事業では、派遣留学生が将来、次のような人材として活躍することを期待しています。

- ➤滋賀県に愛着を持ち、産業人材・価値創造人材として将来、滋賀の発展や活性化に貢献する人材
- ▶学びの成果を地域に生かし、地域とのつながりを深め、学びの充実と地域の活性化につなげる人材
- ▶外国人県民の人口や国籍が多様化している滋賀県における多文化共生社会の担い手となる人材

【本事業の全体イメージ】



※1 探究活動とは、自らの興味、関心に基づいて課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析 したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。 自らテーマや課題 を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動 です。

探究活動とその他の学修の割合は生徒等が自由に立案することができ、探究活動のみの留学計 画も支援の対象となります。

- ※2 アンバサダー活動とは、留学先で日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。 例)日本文化紹介・出身地の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう
- ※3 エヴァンジェリスト活動とは、留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で 得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行っ てください。

例)活動報告会の開催やSNSでの情報発信

3. 定義

	滋賀県の高校等(以下「在籍高校等」という。)に在籍したまま、留学生を受け入れる諸
派遣留学生	外国等の機関(以下「受入先機関」という。)へ留学する日本人生徒等で、本事業により
	奨学金・留学準備金の支援を受ける者。
	諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機
受入先機関	関。受入れの証明や活動を修了したことの証明が可能な機関。
	※高校や大学等の教育機関に限りませんが、 <u>個人による受入れは認められません。</u>
	受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間。
留学期間	※活動を行わない場合、渡航および帰国にかかる期間や移動日は含まれません。
	※受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。
 新高校2・3年生	2024年4月に高等学校等の第2学年または第3学年に進級する生徒等。
利向仅2°3十土	
新高校1年生	2024 年4月に高等学校等に進学する生徒等。

4. 求める人材像

本事業では、次のような人材を派遣留学生として求めます。

- (1)日本の未来を創る将来のグローバル探究リーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に 付ける意欲を有する人材
 - 世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲
 - 独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
 - 好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力
 - 探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢
 - ◆ 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち
 - 自らリーダーシップを発揮し、周囲を巻き込む力
 - 多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢
- (2)「新・日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (3)機構が主催する事前・事後研修および本コンソーシアムが主催する事前・事後オリエンテーション、活動報告、報告会、派遣留学生ネットワーク等における諸活動に主体的に参加する人材
- (4)留学先において日本や日本の地域の良さを発信する「アンバサダー活動」を行い、留学中や帰国後に日本 において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」に主体 的に参画する人材
- (5)本事業では、上記の人材像に加え、特に以下のような人材を支援します。
 - 滋賀県の地域課題に主体的に取り組もうとする意欲を持つ人材
 - 滋賀について学びを深めるとともに、将来、滋賀の発展や活性化に貢献しようとする人材
 - 滋賀県における多文化共生社会の担い手になろうとする人材

5. 募集コース・支援予定人数

(1)募集コース・支援予定人数 (人数は目安)

	2	2024 年度支援予			
コース		第一日程第二日程		支援する留学計画	
		(新高校2・3年生/	(新高校1年生)	又放,0田子们回	
		新高校1年生			
				好きなこと、得意なこと、挑戦してみ	
				たいことなど、自らの興味・関心や自	
マイ探究コース				分の中にある問題意識を起点として	
				考えた自由なテーマや課題を設定し、	
				多様な人々との異文化交流を通し	
				て、問題解決や社会貢献につながる	
				探究活動に取り組む留学計画	
				Society5.0やSDGsを踏まえ、世	
				界・日本・地域が抱える社会課題を自	
	101	10人 8人	8人		分ごととして考え、「自分自身」の立
社会探究コース	10人	0人		場からできること・できそうなこと・	
				すでに取り組んでいる活動を活かし、	
				自由な発想と創造力をもって課題解	
			5人	決や活性化、社会貢献につながる探	
		50	5/\	究活動に取り組む留学計画	
				スポーツ・芸術分野について、自らの	
スポーツ・芸術探究				興味・関心や自分の中にある問題意	
スポープ・芸術株先				識を起点として考えたテーマや課題	
J-X				を設定し、課題解決や社会貢献につ	
				ながる探究活動に取り組む留学計画	
				「琵琶湖」を切り口とした持続可能な	
				社会の実現のために、滋賀で策定し	
				た13 の目標であるMLGsから1つ、	
MLGs 探究コース	40人	37人		または複数選定して、テーマを定め、	
				高校で行っている探究活動と関連付	
				けて地域課題の解決や地域貢献に向	
				けて探究する留学計画	

- ※1 採用人数は応募状況等により変動する場合があります。
- ※2 新高校2・3年生は「第一日程」に、新高校1年生は「第一日程」または「第二日程」のいずれかに応募してください。「第一日程」と「第二日程」では、支援予定人数の他、応募の時期や選考方法が異なります。 詳細は「8.応募方法」「9.選考・審査」「10.スケジュール」を参照してください。

- ※3 スポーツや芸術に関する内容の留学計画は、「マイ探究コース」または「社会探究コース」ではなく、「スポーツ・芸術探究コース」に応募してください。実技経験や実績がなくても応募可能です。
- ※4 MLGs探究コースの支援人数は個人応募、チーム応募を含めた人数です。
- ※5 各高校が主催する海外実習には当事業は利用できません。
- ※6 「第一日程」の応募が可能な新高校1年生は申請時点で 2024 年 4 月に入学する高等学校等が決定していて、その高等学校等を通じての応募手続きが可能な者です。

(例:中等教育学校の後期課程へ進級予定、併設型の中高一貫教育校の高等学校へ進学予定)

【募集コースごとの留学計画の例】

コース	留学計画の例
	・諸外国等の語学学校や高校等へ通学しながら探究活動を行う。
マイ探究コース	・諸外国等の大学等が実施するサマースクールに参加しながら探究活動を行う。
	・諸外国等の企業・団体でインターンシップをしながら探究活動を行う。
社会探究コース	・諸外国等の農場での実地研修に参加しながら探究活動を行う。
社会休九コー人	・諸外国等の教育支援 NGO 団体のボランティア活動に参加しながら探究活動を行う。
フポール・共体	・諸外国等の部活動やチームの練習に参加しながら探究活動を行う。
スポーツ・芸術	・諸外国等の音楽学校や美術学校に通いながら探究活動を行う。
探究コース	・諸外国等の芸術と政治の関係の歴史を学びながら探究活動を行う。
	・諸外国等の語学学校や高校等へ通学しながら水環境を観光資源としたエコツーリズム
MLGs 探究	に関する探究活動を行う。
	・諸外国等の環境保全団体の活動に参加しながら湖の生物多様性を守る取り組みにつ
コース	いて探究活動を行う。
	・諸外国等の語学学校や高校等へ通学しながら湖での漁業について探究活動を行う。

【MLGs探究コースで想定される探究テーマの例】

	MLGs の13の目標	想定される探究テーマの分野
1	清らかさを感じる水に	環境保全
2	豊かな魚介類を取り戻そう	生物·環境保全·食文化
3	多様な生き物を守ろう	生物·環境保全
4	水辺も湖底も美しく	環境保全
5	恵み豊かな水源の森を守ろう	森林・農業
6	森川里湖海のつながりを健全に	森林・農業
7	びわ湖のためにも 温室効果ガスの排出を減らそう	環境保全
8	気候変動や自然災害に強い暮らしに	環境保全·防災
9	生業・産業に地域の資源を活かそう	経済·産業
10	地元も流域も学びの場に	<u>教育</u>
11	びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう	観光振興・レジャー
12	水とつながる祈りと暮らしを次世代に	<u>伝統文化</u>
13	つながりあって目標を達成しよう	<u>全分野</u>

(2)MLGs探究コースにおけるチーム応募について

MLGs 探究コースのみ、志や想いを軸に最小2名から最大4名までのチームを組み、地域の特長を踏まえ、 自らの興味・関心から発見された地域特有の課題解決や地域貢献につながるテーマを海外で探究することが 可能です。全員が同じ国・地域に留学する必要はありません。チームで力を合わせ、自由な発想力と創造力を もって、地域課題の解決に向けて探究することができます。

応募する際には、誰と誰がチームなのかわかるように応募する必要があります。そのため、「チーム応募の手引き」を別途ご参照ください。

6. 支援内容

(1)奨学金等の支給

奨学金および留学準備金(以下「奨学金等」という。)を支給します。

<u>奨学金等の支給額は、応募時に申請する留学計画の受入先機関が所在する国・地域(以下「留学先国・地域」</u> という。)に基づいて決定します。採用決定後、留学計画の変更による支給額の増額は行いません。

(ア)支給金額

支援		十《人会结	十《人会结	
- 10.01	留学先国·地域	支給金額 (家計基準内)	支給金額 (家計基準外)	
内容	THE DOCUMENT OF THE PARTY OF TH	(%)[(301277)	
奨学金 月額 (支給対象 月1回分)	 地域区分① 北米、シンガポール、欧州、中近東 (※除外国) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア 	160,000 円	60,000円	
	地域区分② アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカおよび上記除外国	120,000円		
留学	アジア地域	150,0	000円	
準備金	その他の地域	250,000円		

- ※1 奨学金月額とは、留学期間から算出した支給対象となる月(以下「支給対象月」という。)数に応じて支給する金額です。カレンダー上の月ごとではありません。
- ※2 奨学金月額は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たしている場合(家計基準内)と、超えている場合(家計基準外)で異なります。家計基準判定の詳細は「7.要件」の「(1)派遣留学生の要件」を確認してください。

①留学準備金

事前・事後研修参加費、事前・事後オリエンテーション参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学 準備にかかる費用の一部を支援します。留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいず れも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。 ※「アジア地域」とは、「別紙:国・地域コード表」の国・地域コードが 100 番台の国・地域を指します。

②奨学金

留学計画の実行にかかる現地活動費および授業料相当額を支援の対象とします。

複数の留学先国・地域がある留学計画の奨学金月額は、留学期間(日数)が最も長い留学先国・地域の金額です。複数の留学先国・地域で留学期間(日数)が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用します。

(イ) 奨学金の支給総額の算出

支給する奨学金の総額は、奨学金月額に、支給対象月の数(以下「支給対象月数」という。)を乗じた金額です。支給対象月数は、留学期間の日数を 31 日で除した数(小数点以下切り上げ)です。

留学期間の日数 ÷ 31 = 支給対象月数 ※小数点以下切り上げ

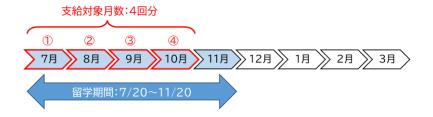
【奨学金支給総額表】

EDG 3				
	支給		奨学金支給総額	
留学期間	対象	家計基準内地域区分①	家計基準内地域区分②	家計基準外
	月数	(月額 16 万円)	(月額 12 万円)	(月額6万円)
14日~31日	1 回分	160,000円	120,000円	60,000円
32日~62日	2 回分	320,000円	240,000円	120,000円
63日~93日	3 回分	480,000円	360,000円	180,000円
94日~124日	4 回分	640,000円	480,000円	240,000円

[※] 上表の奨学金支給総額は、応募時から留学先国・地域の地域区分や、支給対象月数が変わらない場合の 金額です。

<例1>

奨学金月額	留学期間	留学期間(日数)	支給対象月数	奨学金支給総額
16 万円	7月 20 日~11月20日	124日	4回分	64万円



<例2>

奨学金月額	留学期間	留学期間(日数)	支給対象月数	奨学金支給総額
12 万円	8月15日~11月1日	79日	3 回分	36 万円



(ウ)留学計画の変更に伴う奨学金等の支給額について

採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、変更内容によっては奨学金の支給総額や留学準備金の 支給額が減額になります。なお、変更に伴う増額は行いません。

【留学計画の変更に伴う奨学金支給総額の例】

	応募時の留学計画			変	更後の留学討	画		
例	留学先国·地域	月額	支給対	総額	留学先国·地域	月額	支給対	総額
	(留学期間)	力似	象月数	心的	(留学期間)	力积	象月数	心 谷只
1	英国(25日)	16 万円	1 回分	16 万円	英国(40日)	16 万円	1 回分	16 万円
2	大韓民国(65日)	12 万円	3 回分	36 万円	大韓民国(60日)	12 万円	2 回分	24 万円
3	フランス(25日)	16 万円	1 回分	16 万円	ベトナム(35日)	12 万円	1 回分	12 万円
4	マレーシア(70日)	12 万円	3 回分	36 万円	カナダ(60日)	12 万円	2 回分	24 万円
5	英国(10日)	12 万円	1 回分	12 50	英国(15日)	12 50	1 回分	12 万円
	香港(15日)	12万円	1 凹刀	12 万円	香港(10日)	12 万円	1 凹刀	12万円

- 例1) 留学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2回分は支給されません。
- 例2)留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。
- 例3)奨学金月額が高い地域区分から低い地域区分に変わるため、奨学金月額は 12 万円に変わります。留学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2 回分は支給されません。
 - ※ この場合、留学準備金も 25 万円から 15 万円に変更になります。既に支給済の場合は、差額分の 返納を求めます。
- 例4)応募時は奨学金月額が低い地域区分のため、奨学金月額は変わりません。留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。
- 例5)応募時は奨学金月額が低い地域区分の留学期間が長いため、奨学金月額は変わりません。

(エ) 奨学金等の支給方法・支給時期

奨学金等の支給は、次のとおり行うことを予定しています。手続き方法や支給スケジュールの詳細は、採用決定後に公開する「事務手続きの手引」を参照してください。なお、各種提出書類に不備がある場合や留学計画の変更申請を行っている場合は、奨学金等の支給が遅れることがあります。

① 留学準備金

士≪△由≢	【時期】事前研修参加後
支給申請	【申請】在籍高校等が本コンソーシアムへ申請
	【時期】事前研修への参加および在籍高校等からの支給申請を確認後、原則として派遣
± ‰	留学生の留学開始前
支給	【支給】本コンソーシアムから派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金
	【金額】支給金額を一括支給

②奨学金支	【時期】 <u>留学終了後</u>
給申請	【申請】派遣留学生の提出書類を確認した上で、 <u>在籍高校等が本コンソーシアムへ申請</u>
	【時期】在籍高校等からの支給申請を確認後
支給	【支給】本コンソーシアムから派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金
	【金額】奨学金支給総額を一括支給

(2)オリエンテーションの提供

事前・事後研修および事前・事後オリエンテーションを実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

(3)壮行会・報告会の提供

本コンソーシアム構成員と派遣留学生および派遣留学生同士の交流の場を提供します。(※)

※オリエンテーションおよび壮行会・報告会の詳細は「12. 派遣留学生の義務および採用決定後の手続き等」 を参照してください。

7. 要件

本事業の支援を受ける生徒等および在籍高校等は、(1)~(3)の要件を全て満たす必要があります。

(1)派遣留学生の要件

次の①~⑪に掲げる要件を全て満たす生徒等を支援の対象とします。

応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください(別途、時点を 指定している場合を除く)。

派遣留学生の要件				
1	日本国籍を有する者または応募時までに日本への永住が許可されている者			
2	機構および本コンソーシアムが主催する事前・事後研修、事前・事後オリエンテーション、壮行会・報			
	告会に参加する意思を表明した者、また、機構が主催する派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成の			
	ための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する意			
	思を表明した者			
3	在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者			
4	在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可する者			
5	機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たす者			
	※ただし、家計基準を超える場合であっても応募することができます。支援予定人数全体の1割程			
	度を上限に採用します。			
	※市町村民税を納税している自治体で発行される 2022 年 1 月~12 月の所得およびそれに基			
	づき決定する 2023 年度(令和 5 年度(令和 4 年分))課税証明書(自治体によっては「所得証明			
	<u>書」)</u> の記載内容に基づき、家計基準を満たすか超えるかを <u>在籍高校等が確認</u> してください。			
	※家計基準は、生計維持者(原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる			
	人)の収入・所得金額に基づいて判定してください。			
6	留学に必要な査証を確実に取得し得る者			

- ⑦ | 留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者または卒業を目指す者
- ⑧ │ 2024 年 4 月 1 日時点の年齢が 30 歳以下である者
- ⑨ 留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合 は、その総額が、本事業による奨学金の総額を超えない者
 - ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側が本事業の奨学金等との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
 - ※文部科学省が実施する「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業)」の留学支援金との併給はできません。
- ⑩ 過去に、本制度または「官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム~」(以下「旧制度」という。)の派遣留学生として採用されていない者
 - ※ただし、過去に本制度第8期生または旧制度の派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者は、要件を満たすものとみなします。
 - ※旧制度の派遣留学生とは、第1期~第7期の派遣留学生および地域人材コース高校生等枠の第9期~第11期の派遣留学生を指します。
- ① 新・日本代表プログラム 2024 年度第9期【高校生等対象】に応募していない生徒等。既に 2024 年度第9期【高校生等対象】に応募しており、本事業への応募を希望する生徒等は、上記の応募を取り下げることが可能です。

(ア)家計基準の判定方法

家計基準の判定は、必ず在籍高校等が行ってください。

体田オスナの	・「家計基準判定ツール(高校第 9 期応募用)」		
使用するもの	・応募を希望する生徒等の生計維持者の課税証明書		
	①「家計基準判定ツール(高校第 9 期応募用)」の「入力例」を参照しながら、「入力シー		
判定方法	ト」に、課税証明書の記載内容を入力する。		
	②入力後、「家計基準が適格となる種別」に出る判定結果を確認する。		
判定結果	「第二種奨学金の家計基準に適格」 → 当該生徒等は「家計基準内」です。		
十小人和木	「 家計基準不適格 」 → 当該生徒等は「 家計基準外 」です。		

※ 本事業の家計基準の判定結果が「家計基準内」であっても、「第二種奨学金(予約採用)」の選考結果は 異なる可能性がありますのでご了承ください。

(2)留学計画の要件

次に掲げる要件を全て満たす留学計画を支援の対象とします。

留学計画の要件 ① <u>留学先国・地域における留学期間が 2024 年 7 月 10 日(水)から 2024年12月 31 日(火)</u>まで の間である計画 ※留学開始日が 2024 年 7 月 10 日(水)より前の計画は、支援対象外です。 ※「留学開始日」とは、受入先機関で活動を開始する日です。渡航日ではありません。 ② **留学先国・地域における留学期間が 14 日以上124日以内の計画**

留学計画の要件

- ※留学終了後、10日以内に帰国する必要があります。
- ※1か月を超える留学は探究活動の状況を留学中に本コンソーシアム事務局および在籍高校等に 報告してください
- ③ | 受入先機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画
 - ※受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。
 - ※受入先機関が複数ある場合、各受入先機関での活動開始前に受入許可を得る必要があります。
- ④ 在籍高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画
 - ※語学学習のみを行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程また は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。
- ⑤ 留学の目的に沿った探究活動が含まれている計画
- ⑥ アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画
- ⑦ 受入先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報および感染症危険情報の「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画
 - ※応募時点で受入先機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点または留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。
- ※「留学期間」とは、受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間です。受 入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。活動を行わない場合、渡航および帰国にか かる期間や移動日は含まれません。

【例】以下の日程の場合、留学期間は 7/21~8/5(16 日間)と 8/7~8/30(24 日間)の 40 日間

7/20	日本を出国し、英国に到着
7/21~8/5	英国の受入先機関で活動
8/6	英国からアメリカ合衆国へ移動(※活動はなし)
8/7~8/30	アメリカ合衆国の受入先機関で活動
8/30	午前中の活動を終え、午後の飛行機でアメリカ合衆国を出国
8/31	日本に到着

(3)在籍高校等の要件

次の①~③に掲げる要件を全て満たす必要があります。

派遣留学生が在籍高校等を卒業した後も、本事業による支援が完了するまで上記の体制を有する必要があります。

在籍高校等の要件

① | 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること

② | 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること

- ※在籍高校等は、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。
- ※留学中および留学の前後において、本事業の運営等に影響を与える可能性がある事態が生じた場合に、本コンソーシアム、派遣留学生本人およびその保護者との連絡、状況の把握および収拾に努める体制を整備してください。

③ 派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること

※本事業の事務手続きを遅滞なく適切に行う体制を整備してください。

8. 応募方法

(1)応募申請に関する注意点

- 応募を希望する生徒等(以下「応募者」という。)は、必ず在籍高校等(または入学予定の高校等)を通して応募申請を行ってください。個人で応募申請することはできません。応募の可否について、在籍高校等(または入学予定の高校等)に必ず確認してください。
- 応募する留学計画は在籍高校等の長が教育上有益な学修活動と認める必要があります。留学計画の 作成は、在籍高校等(または入学予定の高校等)の担当者と相談の上で行ってください。
- 応募後に転校することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行ってください。
- 新高校2・3年生と新高校1年生は、応募の時期や選考方法が異なります。詳細は、「9. 選考・審査」および「10. スケジュール」を参照してください。
- いかなる理由であっても応募申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けません。
- 応募者および在籍高校等は、本募集要項および「応募申請の手引き」(2023年 12 月中にホームページに掲載予定)を熟読の上、応募申請を行ってください。
- MLGs 探究コースにチームで応募をする応募者は、「チーム応募の手引き」を熟読の上、応募申請を行ってください。

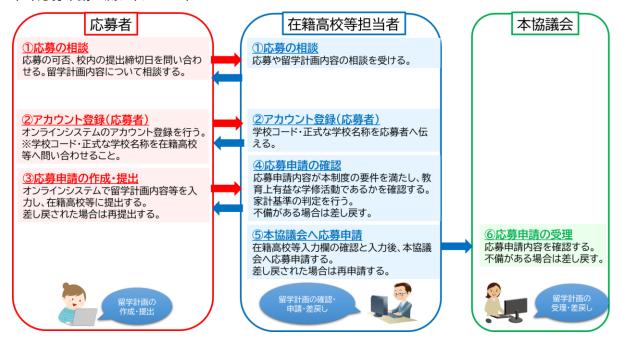
<在籍高校等の役割について>

本事業は、<u>応募~採用後の全手続きについて、在籍高校等を通して行います。</u>応募者がいる高校等は、「7.(3)在籍高校等の要件」に掲げる体制を整備すると共に、<u>本要項をはじめ、本コンソーシアムが作成する各手引きに記載の事項について理解した上で手続きを行う必要</u>があります。

(2)応募方法

応募申請は、オンラインシステムで行います。オンラインシステムは滋賀県教育委員会ホームページからアクセスしてください。

(ア)応募申請の流れ(イメージ)



(イ)応募申請期限

【応募者から在籍高校等への提出期限】

各在籍高校等が設定します。在籍高校等の指示に従ってください。

【在籍高校等から本コンソーシアムへの応募申請期限】

在籍高校等は、本コンソーシアムへ応募申請する前に留学計画の内容確認を行い、在籍高校等の入力 事項を入力する必要があります。<u>校内の提出期限は余裕をもって設定してください。また、必ず応募者に</u> 提出期限を周知してください。

(ウ)応募書類の内容(予定)

- ①2024 年度官民協働海外留学支援制度 「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」留学計画書 (オンライン入力)
- <記載内容例(一部抜粋)>
 - ・応募コース選択の理由、留学計画の概要、留学先国・地域、受入先機関、留学期間
 - ・留学計画に含まれる探究活動の内容・実現性
 - ・アンバサダー活動およびエヴァンジェリスト活動の内容
 - ・自身の留学計画や探究活動の地域への貢献について等
- ②自由記述書
- <記載内容例(一部抜粋)>
 - ・学内外での取り組み
 - ・高校卒業後の進路・将来について

- ·留学を通じて得た成果を滋賀県へどのように還元するか 等
- ※1 応募書類は日本語で作成してください。
- ※2 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。
- ※3 応募申請が開始するまでは、「留学計画書事前準備シート」を活用して応募書類の作成の準備をする ことができます。ただし、応募申請は、オンラインシステムへの直接入力です。「留学計画書事前準備 シート」を添付して申請することはできません。
- ※4 応募書類のサンプルは滋賀県教育委員会ホームページに掲載中です。

9. 選考·審査

(1)選考の流れ

新高校2・3年生は「第一日程」、新高校1年生は「第一日程」または「第二日程」のいずれかで応募してください。

※「第一日程」と「第二日程」の両方に応募することはできません。

(ア)第一日程(新高校2・3年生および新高校1年生)



※ 書面審査(一次審査)通過者を対象に、面接審査(二次審査)(個人面接)を実施します。

(イ)第二日程(新高校1年生のみ)

応募申請 総合審査 採否決定

※ 応募者全員が個人面接を受験する総合審査を行います。

(2)審査の観点

本事業では、派遣留学生が将来「地域にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として日本の未来を創る、次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決でき る資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会 において活躍できる人材

上記に基づき、審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。 (ア)人物(求める人材) ● 本要項「4. 求める人材像」で示したような人材であるか。

(イ)計画(留学計画の内容)

- 留学の目的や学びたいことが明確であるか、応募理由が明確であるか
- 留学の目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を自分の将来にどのように活かすか、滋賀県にどのような形で還元しようと 考えているか
- 滋賀県の理想像と、その実現に留学で学んだことがどのように貢献できるか

(3)選考、審査および採否結果にかかる注意事項

- 選考、審査にかかる問い合わせおよび採否結果の理由については一切お答えできません。
- 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。

10. スケジュール

新高校2・3年生は「第一日程」で応募してください。「第二日程」で応募することはできません。 新高校1年生は、「第一日程」または「第二日程」の**いずれか**で応募してください。「第一日程」で応募する場 合、応募の可否を 2024 年4月に入学予定の高校等に必ず確認してください。</u>なお、「第一日程」と「第二日程」 の両方に応募することはできません。

の一方に心勢することはできません。		笠一口10			
	第一日程	第二日程			
- + + 1, >	(新高校2・3年生/新高校1年生)	(新高校1年生)			
応募者から在籍高校等への	在籍高校等(または入学予定の高校等)が指定する期間				
応募申請提出期間					
在籍高校等から本コンソーシアム	1月9日(火)	4月 15 日(月)			
への応募申請開始時期					
在籍高校等から本コンソーシアム	3月19日(火)	4月 22 日(月)			
への応募申請期限		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
書面審査結果の通知	4月22日(月)				
面接審査	5月8日(水)	5月 10 日(金)			
※新高校1年生は総合審査	5月9日(木)	5/3 10 口(並)			
採否結果通知	2024年5月下旬予定	2024 年5月下旬予定			
採用者の手続き	採用決定後に詳細を通知します。				
# D+4===0#=1445	<東京>	- L7E \			
新・日本代表プログラム壮行会	6月8日(土)午前	<大阪>			
(参加任意)※機構主催	6月9日(日)午前	6月 15 日(土)午前			
	<東京>				
新・日本代表プログラム事前研修	6月8日(土)午後	<大阪>			
(参加必須) ※機構主催 	6月9日(日)午後	6月 15 日(土)午後			
「未来を描け!滋賀の海外留学応	4 P 2 2 P (+) F **	4B 22 B(4)/5*			
援プログラム」壮行会(参加必須)	6月 22 日(土)午前	6月 22 日(土)午前			
「未来を描け!滋賀の海外留学応					
援プログラム」事前オリエンテー	6月 22 日(土)午後	6月 22 日(土)午後			
ション(参加必須)					
留学期間	2024年7月10日(水)~2024年12月31日(火)まで				
新・日本代表プログラム事後研修	2024年起以際原本				
(参加必須)※機構主催	2024 年秋以降順次				
「未来を描け!滋賀の海外留学応					
援プログラム」事後オリエンテー	2025年1月25日(土)				
ション(参加必須)					
「未来を描け!滋賀の海外留学応	2025 年2月8日(土)				
援プログラム」報告会(参加必須)					

- ※1 応募状況によっては、面接審査・総合審査の日程および会場が変更になることがあります。
- ※2 面接審査・総合審査は対面での実施を予定しています。<u>指定された日時および会場は原則として</u> **変更できません**ので、ご留意ください。なお、交通費は応募者の自己負担です。

11. 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査または総合審査を受験するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて本コンソーシアムに相談してください。

12. 派遣留学生の義務および採用決定後の手続き等

(1)新・日本代表プログラム壮行会への参加(任意)

機構が主催する、全国の支援企業や支援者等より派遣留学生を激励する会として、また、派遣留学生が親睦を深める会として、壮行会を実施します。可能な限り参加してください。採用決定後に詳細を案内します。

(2)新・日本代表プログラム事前研修への参加(必須)

派遣留学生は、<u>留学を開始する前に</u>機構が主催する事前研修(半日間を予定)に参加する必要があります。 日時および会場は、在籍高校等の所在地、派遣留学生の居住地等によって機構が指定し、在籍高校等を通 じて通知します。

- (3)「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」壮行会への参加(必須) 滋賀県から派遣留学生への期待を伝え、滋賀県代表として留学する自覚と意欲を高めます。
- (4)「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」事前オリエンテーションへの参加(必須) 留学出発に向け、生徒同士の交流を通じて、探究活動計画の詳細確認、検討します。 また、支援企業・大学・県国際協会それぞれからのセミナーのあと、探究活動計画に対する助言をいただきます。
- (5)派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍高校等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、「事務手続きの手引き」を併せて確認してください。

(6)新・日本代表プログラム事後研修への参加(必須)

派遣留学生は、留学終了後、機構が主催する事後研修(1日間を予定)に参加する必要があります。

事後研修は、2024年秋以降に順次開催予定です。日時および会場は、帰国日等に応じて機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。

(7)「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」事後オリエンテーションへの参加(必須)

留学計画の達成状況や留学中の経験、探究活動の成果等を参加者と共有し、成果報告会に向けた準備を 行う。

(8)「未来を描け!滋賀の海外留学応援プログラム」報告会への参加(必須)

留学中の経験や探究活動の成果を参加者(教育関係者、経済団体、地域の企業等)と共有し、地域への貢献、 活性化のための提案発表を行う。

(9)留学報告書の提出

派遣留学生は、事後研修または事後オリエンテーション、いずれか後に受講した日付から起算して1か月以内に別途定める「留学状況報告書」を提出する必要があります。

(10)機構が主催する派遣留学生ネットワークへの参加

本制度の派遣留学生ネットワークに参加してください。また、派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動、全国の支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供等の各種活動等にもできる限り積極的に参加してください。

(11)トビタテ! 留学 JAPAN 広報への協力

トビタテ生として継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組むとともに、トビタテ!留学 JAPAN 広報にできる限り協力してください。

(12)誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

13. 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入先機関等に変更が生じたことにより、応募時の留学計画の内容や奨学金の支給月数が変わることが明らかになった場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、奨学金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限(原則2回)がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

14. 採用取消しまたは支援の終了等

(1)採用の取消し

本コンソーシアムは、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めることがあります。

(2) 奨学金等の支給の終了

本コンソーシアムは、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、奨学金等の支給を終了し、既に支給している奨学金等の全部または一部の返納を求めることがあります。

- ① 「7.要件」の「(1)派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 留学期間が14日に満たなくなった場合
- ③ 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- ④ 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合または受入れ機関若しくは在籍高校等で懲戒処分を 受けた場合

- ⑤ 留学計画に大幅な変更が生じている場合
 - ※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りで はありません。
- ⑥ 派遣留学生の本事業にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
- ⑦ その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

15. 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、 在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入してください。また、在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高校等の指示に従ってください。無保険での海外留学はコンソーシアムとして許可しません。<u>留学に出発する前に在籍する学校を通して滋賀留学支援コンソーシアム事</u>務局(県教育委員会事務局高校教育課内)に保険証書のコピーを提出してください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供 サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用して ください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせることがあります。

● 外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)

URL: https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

- 外務省「海外安全ホームページ」 https://www.anzen.mofa.go.jp/
- 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援サイト」 https://ryugaku.jasso.go.jp
- 文部科学省「高等学校等における海外留学に関する 危機管理ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext 02524.html

【在留届の提出について】

旅券法第16条により、外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学 先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在 外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が3か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

● 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

● 外務省海外旅行登録「たびレジ」 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

16. 個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は、本事業実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人等および機構内関連部署等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的の適正な範囲において、機構、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人および業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

17. 照会先

(1)在籍高校等の照会先

滋賀留学支援コンソーシアム事務局(滋賀県教育委員会事務局高校教育課内)

平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

(2)応募者および保護者の照会先

在籍高校等の担当者

※ 応募者および保護者の方は、在籍高校等の担当者を通じてお問い合わせください。

(1)の照会先は在籍高校等担当者専用の窓口です。

18. リンク集

滋賀県教育委員会ホームページ

www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/

トビタテ! 留学 JAPAN 拠点形成支援事業 FAQ

https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/detail.html?id=443

拠点形成支援事に関する FAQ を掲載します。



別紙:国・地域コード表

地域	国・地域	国·地域名	国・地域コード	国·地域名	国・地域	国·地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	コード	パキスタン
	100	ロ <i>/</i> 号 バングラデシュ	108	インドネンア 	117	フィリピン
	101	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
		ブルネイ		マカオ		
	103		111		119	タイ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
中南米	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
米	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
中近東	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
東	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
ア	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
アフリカ	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
方	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト



地域	国・地域コード	国·地域名	国・地域コード	国·地域名	国・地域コード	国·地域名
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
<u> </u>	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	二ウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英国
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
ļ	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
ヨーロッパ	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
パ	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				